

府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和元年7月11日策定
(令和2年4月1日改訂)
京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会では、教職員の長時間勤務の是正に向け、平成30年3月に「教職員の働き方改革実行計画」を策定し^{注1}、各府立学校並びに府内の各市町(組合)教育委員会及び各市町(組合)立学校と連携・協働して、「教職員の働き方改革」の取組を強力に推進してきたところです。

そうした中、労働法制全体では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の状況の把握義務が明確化され、原則として平成31年4月から施行されました。

また、公立学校の教育職員に関わっては、同法の趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)が改正され、令和2年1月、同法第7条第1項の規定に基づく指針(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針)が告示されました。^{注2}

京都府では、こうした動きに対応し、各教育委員会が定める教育職員の勤務時間の上限を条例に根拠付けるとともに、新たに制定した「府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に同指針を踏まえた上限時間を規定し、サービス監督権者の責務を明確化したところです。^{注3}

京都府教育委員会は、新しい時代に向けた教育を推進するための持続ある学校体制を整備するため、この度、令和元年7月策定の「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を改訂し、府立学校と連携・協働して、教職員の働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進します。

注1. 「教職員の働き方改革実行計画」(平成30年3月6日京都府教育委員会策定)

注2. 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年1月17日文部科学省告示)

注3. 「府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(令和2年3月23日京都府教育委員会規則第2号)

1. 趣 旨

府立学校における「教職員の働き方改革」の実現に向け、「府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（以下「規則」という。）」に基づき、府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（以下「方針」という。）を定める。

2. 方針の対象者

方針は、府立学校に勤務する教育職員（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第2条に規定する教育職員）を対象とする。

なお、それ以外の職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

○職員の給与等に関する条例（抜粋）

第2条

(7) 教育職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者並びに法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

3. 勤務時間の上限時間

規則第2条に規定する「在校等時間」を方針における勤務時間の管理の対象とした上で、府立学校の教育職員の勤務時間の上限を次のとおり設定する。

(1) 上限時間の原則

① 1か月の時間外在校等時間^{*1} 45時間

② 1年間の時間外在校等時間^{*2} 360時間

※1 1日の在校等時間から規則第2条に定める所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間

※2 1日の在校等時間から規則第2条に定める所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間

(2) 特例的な扱い

上記(1)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合についても、次の時間を超えないようにすること。

- | | | |
|---|--|---------|
| ① | 1か月の時間外在校等時間 | 100時間未満 |
| ② | 1年間の時間外在校等時間 | 720時間 |
| ③ | 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 | 6月 |
| ④ | 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 | 80時間 |

この場合において、「臨時的な特別の事情」とは、規則第2条第2項に規定する、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に、所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を指す。

具体的には、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。

そのほか、具体の事案の内容に応じて判断することとなるが、非常災害の場合や上記以外で他律性の高い業務（業務量、業務の実施時期その他の業務に関する事項を自ら決定することが困難で、学校として対応せざるを得ない責務を有する業務）が生じた場合が想定される。

4. 取組方針

上記「3. 勤務時間の上限時間」を最終目標として、平成30年3月6日策定の「教職員の働き方改革実行計画」に基づき、同計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、次に掲げる更なる業務改善の取組を実行する。

○ 教職員の働き方改革実行計画

<取組方針> 8つのテーマ

1. 学校運営・指導体制の充実・強化
2. 専門スタッフの配置等の促進
3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減
4. 学校業務の更なる改善の推進
5. 学校組織マネジメント力の更なる向上
6. 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進
7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進
8. 数値目標の設定による進捗管理

(1) 重点業務削減対策の検討・実施

府立学校における「教職員の働き方改革」の実現に向けた取組の実行を加速させるため、プロジェクトチーム等において重点業務削減対策を検討し、教育委員会実施の事務・業務を含め、可能なものから対策を実行する。

検討にあたっては、新しい時代に向けて府立学校が直面している教育改革の課題に果敢にチャレンジする「教職員の働き方改革」の趣旨を踏まえ、教育の成果を落とすことなく投入する資源や時間を減らすとともに、学び続ける教育職員の資質・能力を高めるための時間を増やす視点に立って、聖域を設けることなく、ゼロベースでの点検・見直しを早急に行うこととする。

◆ 府立学校「働き方改革」実行プロジェクトチーム

(構成)

リーダー	管理部長
校長会代表	高等学校代表2名、特別支援学校代表2名
教育庁職員	高校教育課・特別支援教育課の職員
庶務	教職員企画課長

※ 検討テーマによって関係課の職員も招集

(2) 先進校の取組の全校実施

この間、「教職員の働き方改革実行計画」に基づき、各府立学校において様々な業務改善の取組が実施されている。

このうち、長時間勤務の是正に効果が高いと考えられる先進的な取組について、全校で実施できるようプロジェクトチームで検討し、実行する。

(3) 校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化

平成30年4月から本格実施した「勤務時間記録システム」による個々の教育職員の時間外勤務の状況によれば、毎月、長時間の時間外勤務をしている教育職員は、固定化している傾向にある。

そのため、「時間外勤務の縮減等による教職員の総実勤務時間の短縮について」(平成31年4月1日付け1教企第176号京都府教育委員会教育長通達)で示した取組内容にも留意しながら、各学校において、校務分掌の業務量の平準化などに向けた取組を一層強化していくこととする。

(4) 教育職員の意識改革

勤務時間の上限時間を遵守し、「教職員の働き方改革」を実現していくためには、教育職員一人一人の働き方そのものの価値観の転換が必要であることから、引き続き、意識改革に向けた取組を進める。

5) 教職員の働き方改革に向けた情報発信

方針に基づく取組を実行し、「教職員の働き方改革」を実現していくためには、保護者や地域社会の理解と協力が不可欠であり、府立学校における教育の質の維持向上を図るとともに、「教職員の働き方改革」に向けた取組を広く情報発信する。

5. 健康及び福祉を確保するための措置

教育職員の健康及び福祉を確保するため、別に定めるところにより、在校等時間が一定時間を超えた者に対し、医師による面接指導を実施するほか、給特法第7条第1項の指針を踏まえ、その他必要な措置を講じるものとする。

6. 段階的目標の設定

府立学校の教育職員の勤務実態の現状を踏まえ、段階的目標（別記1）を設定して着実に取組を進めるものとする。

7. 留意事項

(1) 実施期間

実施期間は5年間を目途に設定しているが、段階的目標及び働き方のルールの進捗状況等を踏まえて必要に応じてローリングする。

(2) 評価指標（KPI）の読み替え

「教職員の働き方改革実行計画」に定める評価指標（KPI）の1（教員の時間外勤務の縮減）は、本方針の6に定める段階的目標に読み替える（別記2）。

(3) 方針の趣旨に反する行為

在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。

仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

別記 1 段階的目標

(1) I 期 (元～2年度)

段階的目標	【原則】 1 か月 80時間以内 100%、1 か月 45時間以内 60%
働き方のルール(取組)	◆統一的取組 ※「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組の徹底 ①午後 8 時までの退勤を徹底 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施) ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 (月 2 回の土日休養日の設定を奨励、複数指導体制の活用) ③週休日の振替等の徹底 ----- 【目安】 [平日] 月50時間以内 (=2.5時間×20日) [土日] 月30時間以内 (=5時間×6日)

(2) II 期 (3～4年度)

段階的目標	【原則】 1 か月 60時間以内 100%、1 か月 45時間以内 80%
働き方のルール(取組)	◆統一的取組 ①午後 7 時30分までに退勤 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの徹底) ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 (月 2 回以上の土日休養日設定を標準化、複数指導体制の徹底) ③週休日の振替等の更なる徹底 ----- 【目安】 [平日] 月40時間以内 (=2時間×20日) [土日] 月20時間以内 (=4時間×5日)

(3) III 期 (5年度)

段階的目標	【原則】 1 か月 45時間以内 100%
働き方のルール(取組)	◆統一的取組の更なる徹底 ①午後 7 時までに退勤、②・③はII期と同じ

別記2 評価指標（KPI）の読み替え

【読み替え前】

○ 年次目標とする指標（平成29年度を基準）

評価指標（KPI）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1. 教員の時間外勤務を縮減	10%縮減	15%縮減	20%縮減
(略)			

【読み替え後】

○ 年次目標とする指標

評価指標（段階的目標：I期）	令和元年度	令和2年度
1 (1). 1か月の時間外勤務80時間以内を100%	80%	100%
1 (2). 1か月の時間外勤務45時間以内を60%	40%	60%
(略)		